

条例の改正内容（案）

（１）番号法制定に伴うものについて

項目	改正内容		改正の趣旨等	《参考》現行の千葉市個人情報保護条例
	特定個人情報 (情報提供等記録を除く)	情報提供等記録		
① 特定個人情報及び情報提供等記録についての定義 (条例第2条)	「特定個人情報」及び「情報提供等記録」について定義する。 ・ 特定個人情報：番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう ・ 情報提供等記録：番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう		「特定個人情報」及び「情報提供等記録」の取扱いについて条例に規定するため、新たに定義規定を設ける。	(新設)
② 目的外利用の制限 (条例第8条) 【行政機関個人情報保護法第8条】	以下の場合を除き、禁止とする。 ・ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合	禁止とする。	番号法では、「特定個人情報」の目的外利用について、通常の個人情報よりもさらに厳格に制限している。また、「情報提供等記録」については、目的外利用を一切禁止している。 このことから、条例においても同様とする。	(個人情報の利用及び提供の制限) 第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。 (2) 法令等に定めがあるとき。 (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 (4) 当該実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、当該個人情報を使用することに相当の理由があると認められるとき。 (5) 国等に提供する場合であって、提供を受けるものの所掌する事務の遂行に当該個人情報が必要不可欠であり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。 2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。
③ 提供の制限 (条例第8条) 【行政機関個人情報保護法第8条】	番号法第19条に定めるものを除き、禁止とする。 ※番号法19条に定めるもの ① 個人番号利用事務の処理に必要な限度 ② 個人番号関係事務の処理に必要な限度 ③ 本人による個人番号利用事務等実施者への提供 ④ 機構保存本人確認情報の提供 ⑤ 委託・事業承継 ⑥ 住民基本台帳法の一定の規定に基づく場合 ⑦ 情報提供ネットワークシステムの使用 ⑧ 地方税法に基づく国税連携・地方税連携 ⑨ 条例に基づく同一地方公共団体内の機関間の提供 ⑩ 株式等振替制度における提供 ⑪ 特定個人情報保護委員会への提供 ⑫ 一定の公益上の必要があるとき ⑬ 生命・身体・財産の保護 ⑭ 特定個人情報保護委員会規則に基づく場合		番号法では、「特定個人情報」及び「情報提供等記録」を提供することができる場合を、法第19条に列挙した場合に限定していることから、条例においても同様とする。	
④ 開示・訂正・利用停止請求 (条例第13-15条) 【行政機関個人情報保護法第12-14条】	本人、法定代理人及び任意代理人による開示・訂正・利用停止請求を認める。	本人、法定代理人及び任意代理人による開示・訂正請求を認める。 ※情報提供等記録については利用停止請求自体を認めない。	番号法では、本人参加の権利をより一層保護するため、「特定個人情報」及び「情報提供等記録」について、本人及び法定代理人に加え、任意代理人に対しても開示請求等を認めていることから、条例においても同様とする。	(開示請求権) 第13条 何人も、実施機関に対し、その保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。

項目	改正内容		改正の趣旨等	《参考》現行の千葉市個人情報保護条例
	特定個人情報 (情報提供等記録を除く)	情報提供等記録		
⑤ 開示・訂正請求に係る事案の移送 (条例第22・34条) 【行政機関個人情報保護法第21・33条】		事案の移送を認めない。	「情報提供等記録」については、他の実施機関で開示等の決定をすべき場合が想定されないことから、番号法では、移送に関する手続を適用除外としている。そのため、条例においても同様とする。	(事案の移送) 第22条 実施機関は、開示請求に係る個人情報がある実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第19条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない
⑥ 法令等による開示の実施との調整 (条例第25条) 【行政機関個人情報保護法第25条】	適用除外とする。		番号制度では、特定個人情報等を閲覧できるウェブサイト(マイポータル)を通じて、自己の個人情報を閲覧できるようになり、マイポータルによる開示の方が利便性が高い場合が想定されるため、番号法では、他の法令等により同一の方法での開示が認められる場合にもマイポータルによる開示を認めることとしている。そのため、条例においても同様とする(他の法令等による開示の実施との調整を行わないこととする)。	(法令等による開示の実施との調整) 第25条 実施機関は、法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る個人情報が前条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。 2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。
⑦ 訂正請求の通知先 (条例第35条) 【行政機関個人情報保護法第35条】		訂正があった場合、総務大臣(情報提供ネットワーク管理者)及び情報照会者又は情報提供者に通知するものとする。	「情報提供等記録」は、情報の照会者、提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣において記録・保管されるものであり、番号法は、訂正を実施した場合にこれらの主体へ通知しなければならないこととしている。市においても通知することが求められるため、条例において同様に規定する。	(個人情報の提供先への通知) 第35条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。
⑧ 利用停止請求権 (条例第36条) 【行政機関個人情報保護法第36条】	以下の場合についても利用停止請求を認める。 ①利用制限に対する違反 ②収集制限・保管制限に対する違反 ③ファイル作成制限に対する違反 ④提供制限に対する違反	利用停止請求を認めない。	番号法では、「特定個人情報」について、一般の利用停止請求事由に加え、番号法に違反する行為のうち特に不適切なものが行われた場合にも利用停止請求を認めているため、条例においても同様とする。 「情報提供等記録」については、情報提供ネットワークシステム上、自動的に保存されるものであり、利用制限等に違反する取扱いが想定されないため、利用停止請求を認めない。	(利用停止請求権) 第36条 何人も、自己に関する個人情報が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、削除又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1)第7条第1項から第3項までの規定に違反して収集されたとき、第8条第1項若しくは第10条第1項の規定に違反して利用されているとき、又は第11条第1項第4号の規定に違反して保有されているとき 当該個人情報の利用の停止又は削除 (2)第8条第1項又は第10条第2項若しくは第3項の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止 2 第28条第2項及び同条第3項において準用する第13条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。
⑨ 提供先に対する制限等 (条例第9条) 【行政機関個人情報保護法第9条】			番号法は、「情報提供等記録」について、行政機関個人情報保護法に規定する『提供先に対する制限』を適用除外としているが、以下の理由により、条例では適用除外としない(改正しない)。 ・行政機関個人情報保護法では、目的外の提供をする場合にのみ『提供先に対する制限』を行う旨規定しており、そのため、目的外の利用を一切禁止している「情報提供等記録」について適用除外としている(目的外の利用が制限されているとはいえ認められている「特定個人情報」については、適用除外としていない) ・条例は、目的内・外を問わず、必要があると認めるときに提供先に対する制限をすることとしているため、適用除外とする必要はない(条例改正は行わない)。	(提供先に対する制限等) 第9条 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

項目	改正内容		改正の趣旨等	《参考》現行の千葉市個人情報保護条例
	特定個人情報 (情報提供等記録を除く)	情報提供等記録		
⑩ 費用の負担 (条例第 27 条) 【行政機関個人情報保護法第 26 条】			番号法は、経済的困難その他特別の理由があると認める場合に『手数料』を減免することができることとしているが、本市では手数料は徴収しておらず、写しの交付に要する『実費負担』のみ徴収しているため、条例改正は行わない。	(費用の負担) 第 2 7 条 第 2 4 条第 1 項の規定により個人情報が記録された公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(2) 再委託等に関する取扱いについて

項目	改正内容	改正の趣旨等	《参考》現行の千葉市個人情報保護条例
① 再委託の受託業者の適正管理及び従事者の義務 (条例第 12 条)	再委託を受けた者に対し、受託者同様、個人情報の適正な管理を義務付ける。	現行の条例では、以下のとおり、「委託を受けた者」に対してのみ、個人情報の適正な管理を義務付けるとともに、不適正な取扱いをした場合に罰則を適用している。 「再委託を受けた者」及び「派遣労働者」に関しても、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることが必要(保護措置に差異が生じてはならない)であるため、これらの者を条例の対象とする。	(個人情報の適正な管理) 第 1 1 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を遂行するに当たっては、個人情報の保護に関し、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。 (1)個人情報を正確かつ最新の状態に保つこと。 (2)個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。 (3)個人情報の保護に関する責任体制を明確にすること。 (4)保有する必要がなくなった個人情報については、歴史的資料として保存する必要があるものを除き、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去すること。 2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
② 派遣労働者の義務 (新設)	派遣労働者に対し、市職員同様、個人情報の適正な管理を義務付ける。	・委託について 条例では、受託者に対し、個人情報の適正な管理を義務付けるとともに、受託業者が個人情報に関し不適正な取扱いをした場合、罰則を適用することとしている。 ・再委託について 条例には「再委託」に関する規定がないが、千葉市個人情報を取り扱う事務の委託に関する基準において、再委託に関し、原則として認めないとしながらも、市の書面による承諾を得た場合にはこれを認めることとしている。 ・派遣労働者について 派遣労働者は、実施機関の指揮命令を受け、当該実施機関の業務に従事するが、条例には「派遣労働者」に関する規定がない。	(委託に伴う措置等) 第 1 2 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の委託(指定管理者に公の施設の管理を行わせ、又は公営住宅法第 4 7 条第 1 項の規定により千葉市住宅供給公社に本市の設置する公営住宅若しくは共同施設の管理を行わせることを含む。以下同じ。)をしようとするときは、当該個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。 2 前条第 1 項の規定は、前項の委託を受けたものが受託した業務を行う場合について準用する。 3 前条第 2 項の規定は、前項の受託業務に従事している者又は従事していた者について準用する(罰則) 第 5 7 条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第 1 2 条第 2 項の受託業務に従事している者若しくはしていた者が、正当な理由がないのに、公文書であって、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルであるもの(これらの全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。 第 5 8 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。 2 前条及び前項の規定において、第 1 2 条第 2 項の受託業務に従事している者が当該受託業務に関して作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該受託業務に従事している者が組織的に用いるものとして、同条第 1 項の委託を受けたものが保有しているものは、公文書とみなす。
③ 罰則 (条例第 57・58 条)	再委託を受けた者及び派遣労働者が個人情報の不適正な取扱いをした場合に罰則を適用することとする。		